

日本一子どもを産み育てやすい まちを目指して

記者発表資料
平成30年6月8日

健康づくり推進課

新たに不育症検査費助成制度を開始！

■ 不育症って？

妊娠はするものの2回以上の流産が繰り返される「反復流産」、「習慣流産」に加え、死産や生後1週間以内に亡くなってしまうことが繰り返される状態も含めて、いわゆる「不育症」といいます。

■ 目的

晩婚化が進み、年齢を重ねるほど妊娠率が下がり、妊娠・出産リスクが高まる中、不育症検査費用を助成し、子ども望む夫婦の経済的負担を軽減することで少子化対策の一助とします。

■ 対象者

次のすべてを満たす方

- (1) 法律上の婚姻関係にある夫婦で、かつ、妻が43歳未満（検査開始時）である。
- (2) 夫婦ともに本市に住民登録がある。
- (3) 本市の市税及び国民健康保険税に滞納がない。

■ 助成額

検査費用の全額。ただし、2万円を上限。
助成回数は、1組の夫婦につき1回限り。

■ 検査可能医療機関

市内 1 医療機関
県内 93 医療機関

■ 補正予算額 880千円【県支出金】

不妊治療事業 880千円
※ 夫婦44組分を措置

